

10月1日

2005

国勢調査

平成17年10月1日(土)

今を知り 未来へ生かす 国勢調査

— 9月下旬から調査員が伺います —

国勢調査は、国の最も基本的な統計調査で、平成17年10月1日現在、国内に住んでいるすべての人を対象に行います。

国勢調査は すべての人が対象です

国勢調査は、日本に住んでいるすべての人が対象となり、回答が義務づけられています。調査は、住民登録とは関係なく、10月1日現在、ふだん住んでいる場所で行います。日本にふだん住んでいる外国人も、国籍に関係なく、調査の対象になります。

調査員が伺います

9月下旬から調査員が皆さんのお宅を訪問し、調査票をお配りします。調査票は、黒の鉛筆で記入し、記入もれや記入誤りがないかを十分確認してください。記入した調査票は、10月上旬に調査員が受け取りに伺った際に、そのままお渡しください。正確な統計を作成するために、調査員によって記入もれ、記入誤りなどの確認が行われます。記入もれや記入誤りがあった場合は、確認のためおたずねすることがありますので、ご協力をお願いします。

調査の流れ

10月10日までに
調査票を調査
員が受け取りに
伺います。

9月23日から
調査員が
調査票を配布
します。

調査票に
記入をお願いします。

調査の項目は

●世帯員1人1人についての項目

- 1 氏名
- 2 男女の別
- 3 世帯主との続き柄
- 4 出生の年月
- 5 配偶者の有無
- 6 国籍
- 7 9月24日から30日までの1週間に仕事をしましたか
- 8 1週間に仕事をした時間
- 9 従業地または通学地
- 10 勤めか自営かの別
- 11 勤め先・業種などの名称および事業の種類(産業)
- 12 本人の仕事の内容(職業)



●世帯についての項目

- 1 世帯の種類
- 2 世帯員の数
- 3 住居の種類
- 4 住居の建て方
- 5 住宅の床面積の合計(延べ面積)

個人の情報は守られます

国勢調査は、統計法等の規定に基づいて行われます。これらの規定は、調査する人にもされる人にも適用されます。調査を受ける人には、申告が義務づけられています。一方、調査する人などが調査結果を他に漏らしたり、調査票を統計を作る目的以外に使用することは、固く禁じられています。

皆様のご協力をお願いします

<問い合わせ先>

企画課統計班 (☎62-5367)
海上支所住民室 (☎55-3114)
飯岡支所住民室 (☎57-3115)
干潟支所住民室 (☎68-1075)

